

訂正印・捨印・覚書 正しい契約訂正・変更手続き マニュアル

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

訂正印・捨印・覚書 正しい契約訂正・変更手続きマニュアル

契約締結段階別の訂正ルール

契約書に誤字や脱字、内容の誤りが見つかった場合、契約の成立状況（署名押印の前か後か）によって適切な訂正方法は異なります。

状況	訂正・変更方法	備考
署名・押印前	作り直し（再印刷）	最も確実にトラブルがない方法。修正液や修正テープの使用は改ざんを疑われるため厳禁。
署名・押印後 (軽微な誤字脱字)	訂正印	契約当事者全員の合意のもと、直接訂正する。
署名・押印後 (条件変更・重要事項)	覚書（変更契約書）	契約内容そのものを変更する場合や、電子契約の場合は覚書を締結する。

訂正印・捨印・覚書 正しい契約訂正・変更 手続きマニュアル

訂正印による正しい修正手順

契約書の訂正は、当事者双方が「どこを・どう直したか」を確認し、承認した証拠を残す必要があります。一方の独断による修正は無効です。

- 1. 二重線で抹消：**誤った箇所に二重線を引き、元の文字が読める状態にしておきます（塗りつぶさない）。
- 2. 正しい文字の記載：**抹消した近く（上下や横）に正しい文言を記載します。
- 3. 訂正印の押印：**修正箇所付近、または二重線にかかるように、当事者全員（甲と乙）の印鑑を押します。使用する印鑑は契約印（実印等）と同一のものです。
- 4. 欄外への記載：**必要に応じ、欄外に「○字削除 ○字加入」と記載し、ここにも当事者の印を押す方法がより厳格です。

訂正印・捨印・覚書 正しい契約訂正・変更 手続きマニュアル

「捨印」の危険性と取り扱い

「捨印」とは、将来の訂正を見越して、あらかじめ欄外に印鑑を押しておくことです。

非常に便利な反面、相手方に「勝手に訂正する権限」を与えることになります。金額や期間などの重要事項を無断で書き換えられるリスクがあるため、信頼関係が未構築な相手との契約では、原則として捨印を拒否する（押さない）のが安全です。

覚書による変更と電子契約の対応

契約締結後に「契約期間を延長したい」「取引金額を変更したい」といった条件変更を行う場合は、訂正印ではなく、原契約とは別に「覚書」または「変更契約書」を作成します。

また、電子契約（PDF）の場合は、仕組み上データに直接訂正印を押すことができません。誤字脱字であっても修正液感覚でデータをいじることはできないため、修正が必要な場合は「一度契約を破棄して再送する」か、締結後であれば「覚書を作成して修正合意」を交わす必要があります。